

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社、以下「会社」という。）D（以下「事業場」という。）に雇用され、予約電話の受付業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社事務所裏において、荷物を置いた際に2段に重ねられたテーブルの角で右眼を強打し（以下「本件負傷」という。）、同日、E病院に受診し「右眼球打撲傷」と診断された。請求人は、F病院、G病院にも受診し、加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件負傷による傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件負傷による傷病は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の給付基礎日額を〇円とした上で、障害補償給付を支給する旨の処分を行うとともに、上記休業補償給付の支給決定について、請求人の給付基礎日額を変更する旨の処分を行った。

請求人は、請求人の給付基礎日額を〇円とするこれらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官

は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、障害補償給付請求における障害等級の決定についても不服であるとして再審査請求に及んでいる。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) そこで検討すると、まず、請求人は、給付基礎日額の算定に当たり、請求人の施設内外の掃除を主とした始業前における早出残業が時間外労働分として算入されておらず、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張している。

ア 請求人は、電話による宿泊予約を受け付けるオペレーターとして、A、B、Cという3つの勤務シフトで業務に従事しており、Aシフトは8時から17

時、Bシフトは9時から18時及びCシフトは12時から21時が勤務時間とされ、いずれのシフトも複数名で担当し、シフトの組まれていない21時から翌8時までは、フロント関係者が対応することとされている。

イ 請求人は、始業前に早出して掃除していたとして、これを時間外労働であると認め、給付基礎日額を算定すべきであると主張するところ、監督署長は、制服を着替える時間は既に時間外労働として算入されており、タイムカード打刻時間から始業時間までの時間については、時間外労働を行っていた事実が確認できないとして、時間外労働として算入しないこととしている。

ウ 請求人の主張について精査すると、平成〇年〇月〇日付け聴取書における申述と平成〇年〇月〇日付け申出書における記述では、清掃をしたとする場所が整合しておらず、実際に日々の業務として清掃に従事していたことには疑念を抱かざるを得ない。

この点、請求人は、同業務がフロント担当だったHからの指示であった旨申述しているが、Hは平成〇年〇月〇日付け確認書において、要旨、オペレーターによる事務所や廊下などの屋内の清掃作業について指示することはなく、また、清掃作業を見たこともない旨申述している。さらに、Hは、月に1、2回各部署から集まり、10分程度、施設周辺の歩道のゴミ拾いを行っていた事などを具体的に申述しており、掃除作業を行う機会は限られていたものと判断することが相当であり、請求人の主張は認め難い。

(3) 次に、請求人は、タイムカード打刻時間から始業時間までの時間中に電話対応業務を行ったと主張するが、Hは、勤務シフトの始業時間前から、電話対応を行うように請求人に話したことはないと申述しており、実際に業務指示の下に電話対応を行っていたとは認め難い。

この点、請求人は、B、Cシフト勤務の際には、先行する各A、Bシフトのオペレーターが後に勤務するオペレーターが出勤すると、すぐ席を外すため、当該シフトの始業時間前には既にオペレーター業務を行っていた旨主張しているが、仮に当該主張が事実であったとすると、請求人自身もAシフト及びBシフト勤務時には、就労時間中であるにも関わらず、本来の終業時間より早めに退席しているものと推認され、請求人が一方的に当該シフトの慣行により不利になっていたものとは認められない。

(4) そのほか、当審査会においては、改めて一件記録を精査したところ、決定書

理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、請求人に算定されていない時間外労働があるとは認められないことから、監督署長が算定した請求人の給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。